

あわら市建設工事に係る最低制限価格制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あわら市が発注する建設工事について、あわら市契約事務規則（平成16年あわら市規則第46号。以下「規則」という。）第28条に規定する最低制限価格の決定方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格は、次項の規定により算出される最低制限基準価格に、ランダム係数（1.0000から1.0100までの範囲内において、かつ、最低制限価格が予定価格の100分の80から100分の92までの範囲内の額となるように、福井県と共同運用する福井県電子入札システムが無作為に抽出した数値をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

2 最低制限基準価格は次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、この合計額が、予定価格の100分の92を超える場合にあっては予定価格の100分の92を、予定価格の100分の80に満たない場合にあっては予定価格の100分の80を最低制限基準価格とする。

- (1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

3 第1項の規定により算出した最低制限価格及び前項各号に掲げる額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 第1項の規定にかかわらず、開札時において、福井県電子入札システム又は当該システムを利用するための電子計算機若しくは電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、当該システムを使用したランダム係数の抽出が困難である場合は、前項の規定により算出される最低制限基準価格をもって最低制限価格とする。

5 第1項及び前項の規定を適用することが適当でないと認められる場合は、最低制限価格は、予定価格の100分の80から100分の92までの範囲内で市長が定める価格とする。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事のうち、あわら市が指定するものについて適用する。